

短期入所生活介護（ショートステイ）利用料金表（一日当たり単位:1割負担）

令和2年4月1日現在

区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活介護費		438	545	586	654	724	792	859
看護体制加算	(Ⅰ)					4		
	(Ⅱ)					8		
夜勤職員配置加算(Ⅲ)						15		
サービス提供体制強化加算Ⅰ-Ⅰ					18			
機能訓練配置加算					12			
送迎加算(片道)					184			
計		652	759	827	895	965	1033	1,100
第4段階	居住費(多)	855						
	居住費(個)	1,171						
	食費	1,392 (朝-336円、昼-550円、夕-506円)						
合計	多床室	2,899	3,006	3,074	3,142	3,212	3,280	3,347
	個室	3,215	3,322	3,390	3,458	3,528	3,596	3,663
第3段階	居住費(多)	370						
	居住費(個)	820						
	食費	650						
合計	多床室	1,672	1,779	1,847	1,915	1,985	2,053	2,120
	個室	2,122	2,229	2,297	2,365	2,435	2,503	2,570
第2段階	居住費(多)	370						
	居住費(個)	420						
	食費	390						
合計	多床室	1,412	1,519	1,587	1,655	1,725	1,793	1,860
	個室	1,462	1,569	1,637	1,705	1,775	1,843	1,910
第1段階	居住費(多)	0						
	居住費(個)	320						
	食費	300						
合計	多床室	952	1059	1,127	1,195	1,265	1,333	1,400
	個室	1,272	1,379	1,447	1,515	1,585	1,653	1,720
1単位=10.33円								
緊急短期入所受入加算	90	1/日	居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(7日を限度とする)					
個別機能訓練加算	56	1/日	個別機能訓練計画を作成し、利用者の心身に合った機能訓練を適切に提供し、3カ月に1回居宅を訪問。					
医療連携強化加算	58	1/日	医療的処置を必要とし、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。					
若年性認知症利用者受入加算	120	1/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。					
療養食加算	8	1/回	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合1日につき3回を限度とします。					
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	△ 30	1/日	連続して30日以上を超えて同一の短期入所生活介護を利用している場合。					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	* 上記料金に介護保険が定める加算率8.3%を乗じた料金を頂きます。							
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	* 上記料金に介護保険が定める加算率2.7%を乗じた料金を頂きます。							

◎各段階の説明

- ①第4段階とは、下記以外の方
- ②第3段階とは、世帯全員が市町村民税非課税者で第2段階以外の方
- ③第2段階とは、世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円
- ④第1段階とは、生活保護受給者及び世帯全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者の方